

経済産業省

官 印 省 略
20160520電委第2号
平成28年5月20日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガスの供給区域等変更の許可について（回答）

平成28年5月17日付け20160428資第29号により、貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス事業の供給区域等の変更許可について審査を行ったところ、別添の一般ガス事業の供給区域等の変更許可を行おうとする者については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12年10月2日平成12・09・28資第8号）第1（3）において準用する同（1）③のうち「その一般ガス事業の開始によって申請に係る事業者自身においてガス工作物の設置が著しく過剰とならないこと」及び同④のうち「その一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められ、適正な取引の確保の観点から同⑦の要件への適合を否定する事実は認められませんでした。

(別添)

(一般ガス事業の供給区域の変更許可を行おうとする者)
・ 大阪瓦斯株式会社 法人番号 3120001077601